【別紙1】

熊 本 県 流 域 下 水 道 維 持 管 理 要 綱(抜粋)

第1章　総則

（目的）

第1条　この要綱は、流域下水道の適正な管理を図るため、下水道法（昭和第33年法律第79号、以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、流域下水道の接続、使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第4章　報告

（流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の報告）

第16条　公共下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等について、別記第4に定めるところにより調査し、その結果を毎年12月15日までに報告書（別記第15号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

別記第4（第16条関係）

水質及び水量に関する調査方法

1　水質及び水量調査回数

各接続箇所について、毎年1回調査すること。ただし、各調査箇所については、流域下水道管理者との事前協議により、変更することができる。

2　水質及び水量調査日

10月又は11月の雨の影響のない日とすること。

3　水量の調査方法

24時間測定を行うものとし、測定方法については、特に定めない。

4　水質の調査方法

(1)　試料

最終端マンホールにおいて、24時間採水し（その回数は2時間に1回とする。）試料はその流量比で混合した混合試料とする。

(2)　分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省：建設省令第1号）に定められた方法によること。

(3)　分析項目

分析項目は、別記第15号様式その2の調書に掲げる全項目とすること。ただし、流域下水道管理者との協議により、「カドミウム及びその化合物」以下の項目で、各処理分区以内の事業場等の操業内容を勘案し、分析の必要がないと思われるものについては、除外することができる。